



平成 30 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 東洋製罐グループホールディングス株式会社  
代 表 者 名 取締役社長 中井 隆夫  
(コード番号 5901 東証第一部)  
問 合 せ 先 執行役員総務部長 小笠原 宏喜  
(TEL 03-4514-2001)

### 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について

当社は、平成 27 年 5 月 15 日開催の当社取締役会決議において、株主の皆様のご承認を条件として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「旧プラン」といいます。）の導入を決議し、同年 6 月 25 日開催の当社第 102 期事業年度に係る当社定時株主総会において株主の皆様のご承認を頂きました。旧プランの有効期間は、平成 30 年 6 月 27 日開催予定の当社第 105 期事業年度に係る当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までとされております。

この旧プランの有効期間満了に先立ち、当社は、平成 30 年 5 月 15 日開催の当社取締役会において、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を頂くことを条件に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第 118 条第 3 号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第 118 条第 3 号ロ(2)）として、旧プランの内容を一部改定したうえ、更新すること（以下「本更新」といい、本更新後のプランを「本プラン」といいます。）といたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。なお、上記取締役会においては、本更新につき出席した独立社外取締役 4 名を含む取締役の全員一致で承認可決がなされております。

なお、本更新に伴う旧プランからの主な変更点は、①特別委員会検討期間（下記三 3.(1)「本プランの発動に係る手続」(d)に定義されます。以下同じとします。）を短縮したこと、②本プランの発動の是非について、基本的に株主意思確認総会（下記三 3.(1)「本プランの発動に係る手続」(g)に定義されます。以下同じとします。）において株主の皆様のご意思を確認することとしたこと、③本プランの発動事由を限定したこと、その他若干の文言等の調整を行ったこと等です。

#### 一 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値については株主共同の利益を継続的かつ安定的に確保し、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社株式の大量買付がなされる場合であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転をとまなう買付提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

この点、当社の企業価値の源泉は、①包装容器のリーディングカンパニーとして創業以来蓄積してきた経験とノウハウに基づいた包装容器全般に関する総合的な技術力、②多様な原料から多様な製品を製造できるグループ会社を擁することによりお客様の幅広いニーズにきめ細かく応えることのできる製品の豊富さ、③取引先との強固かつ長期的な信頼関係、及び④健全な財務体質にあります。そして、当社株式の大量買付を行う者がこれらの当社の企業価値の源泉を理解し、中長期的に確保し、向上させられる者でない場合には、当社の企業価値については株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値については株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

## 二 当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する特別な取組み

### 1. 当社の経営思想及び事業

#### 【当社グループの経営思想】

当社グループは、1917年（大正6年）の創業以来100年にわたり、金属・プラスチック・紙・ガラス等、それぞれが持つ特性を活かし、人々のライフスタイルや社会の変化に応じて、さまざまな素材の容器を世の中に送り出してまいりました。当社グループは、平成28年4月に制定した東洋製罐グループの経営思想のもと、次の100年に向けて、素材の開発と加工の技術を軸に、人々の暮らしをより豊かにし、環境にやさしい仕組みを拡げ、さらなる発展と進化を目指しております。

[東洋製罐グループの経営思想]

### 経営理念

常に新しい価値を創造し、持続可能な社会の実現を希求して、人類の幸福に貢献します。

### 信条

- ・ 品格を重んじ、あらゆる事に日々公明正大に努めます。
- ・ 一人ひとりの力を最大限に発揮し、自己の成長と共に社会の繁栄に努めます。

### ビジョン

- ・ 世界中の人に必要とされる斬新で革新的な技術と商品を提供するグループを目指します。

### 【当社グループの事業内容】

昨今、包装容器は、単に内容物を保存する役割にとどまらず、内容物の品質維持、流通上の簡便性、使用上の便利さ、内容物に応じた形状・装飾性、さらには環境への配慮などお客様の多様なニーズを満たすことが求められます。当社は、これらのニーズを満たす製品を製造する技術力を備えたグループ会社を有することにより、総合容器メーカーとして、高付加価値製品の提供に努めております。

当社は、「包装容器関連事業」、「鋼板関連事業」、「機能材料関連事業」、「不動産関連事業」の4区分を報告セグメントとして定めております。

#### ①包装容器関連事業

金属・プラスチック・紙・ガラスを主原料とする容器の製造販売、エアゾール製品・一般充填品の受託製造販売及び包装容器関連機械設備の製造販売

#### ②鋼板関連事業

鋼板及び鋼板の加工品の製造販売

#### ③機能材料関連事業

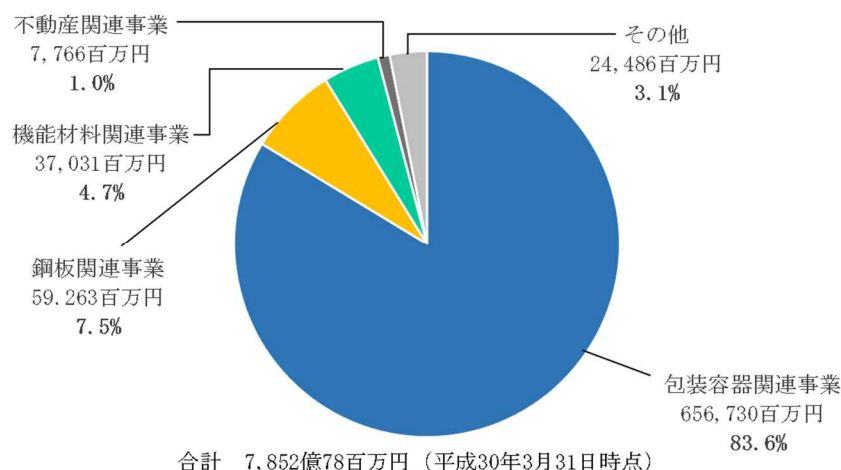
磁気ディスク用アルミ基板・光学用機能フィルム・釉薬・微量要素肥料・顔料・ゲルコートなどの機能材料の製造販売

#### ④不動産関連事業

オフィスビル・商業施設などの賃貸

#### ⑤その他

自動車用プレス金型・機械器具・硬質合金・農業用資材製品などの製造販売、石油製品などの販売、損害保険代理業



## 2. 当社の企業価値の源泉について

当社グループが次の 100 年に向けて新たな発展と進化を続け、企業価値の向上を図り、株主共同の利益を確保するための企業価値の源泉は以下のとおりです。

### (1) 包装容器のリーディングカンパニーとして創業以来蓄積してきた経験とノウハウに基づいた包装容器全般に関する総合的な技術力

当社の企業価値を確保する上で最も重要なものは、包装容器全般にかかる成形加工・対内容物適性の知見等を含めた総合的な技術力であり、この技術力の根幹にあるのは、個々の社員が有する経験とノウハウです。当社は、この技術力を維持・向上させるため、基礎研究を担う総合研究所と応用技術開発に注力する当社グループ会社各社の研究開発部門から成る強固な研究開発体制を有しております。

### (2) 多様な原料から多様な製品を製造できるグループ会社を擁することによりお客さまの幅広いニーズにきめ細かく応えることのできる製品の豊富さ

当社は、総合的な技術力を背景に当社グループ会社各社が包装容器産業に特化し、グループ会社の技術力及びノウハウを結集することで、幅広い製品展開力を構成し、他社との差別化を実現しております。

### (3) 取引先との強固かつ長期的な信頼関係

当社は、特定の企業グループに属することなく、多くの取引先やライセンサーとの間で、継続的取引やライセンス取引を行うことにより、企業価値を向上させてまいりました。今後も、当社の企業価値を維持・向上するためには、これらの取引先等との信頼関係を維持することが必要不可欠です。

### (4) 健全な財務体質

包装容器全般に関する技術力や製品展開力、取引先等との信頼関係を維持・発展させるためには、強固な財務体質が不可欠です。

## 3. 中期経営計画について

当社グループは、2018年度を最終事業年度とした「東洋製罐グループ第四次中期経営計画」を「容器をコアとして周辺分野へ発展したグローバル企業」に成長するための「基盤固め」として位置づけ、事業構造改革をはじめとする諸施策の遂行に取り組んでまいりました。

しかしながら、包装容器事業の構造改革や組織再編を進めている中、当社グループを取り巻く経営環境が加速度的に変化していること、東洋鋼板株式会社の完全子会社化を目的とした公開買付けを決定し、新たな事業運営体制への移行を進めていることから、「東洋製罐グループ第四次中期経営計画」を2017年度で中止することとし、新たに2018年度から2020年度までの「東洋製罐グループ第五次中期経営計画」（以下、「本中期経営計画」といいます。）を策定いたしました。

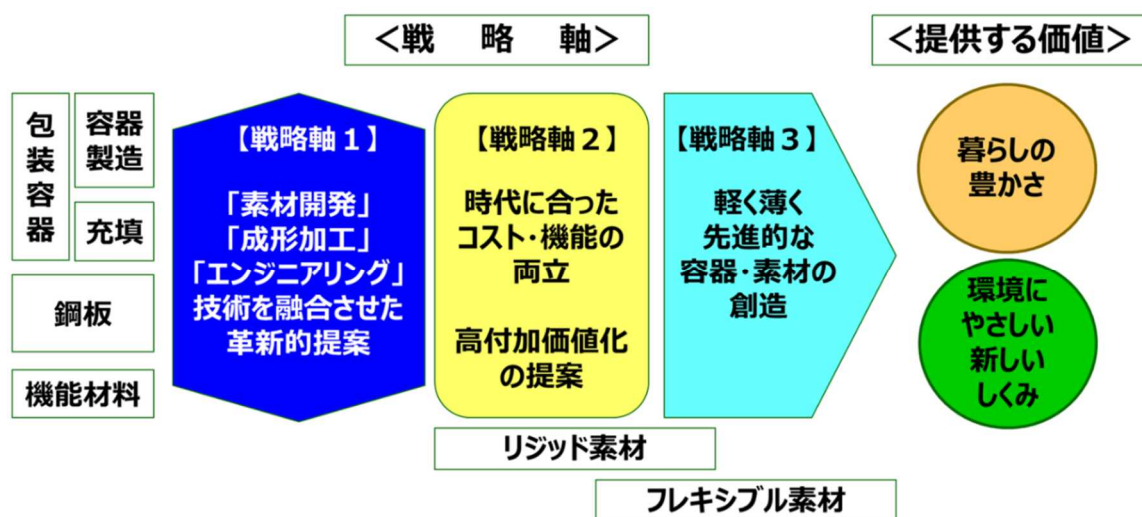
なお、東洋鋼板株式会社株式の公開買付けにつきましては、2018年5月11日に開始しております。

### 【「東洋製罐グループ第五次中期経営計画」における基本戦略】

本中期経営計画において、2018年度を創業的出直しの年として位置づけ、東洋製罐グループの成長戦略とその成長戦略を支える組織構造・企業風土改革、財務・資本政策に関する基本方針を策定いたしました。

#### (1) お客さま・社会へ常に新しい価値を提供いたします

東洋製罐グループが有する素材開発・成形加工・エンジニアリングの3つの技術を融合させ、人々の暮らしをより豊かにし、環境にやさしい新しいしくみを提案いたします。



#### (2) 永続的な成長を支えるための組織構造・企業風土改革を進めます

次の3つの方針を軸として各種施策を実行いたします。

- 機動的な事業運営を実現させる組織再編
- 規模・機能・立地の適正化
- リーディングカンパニーに求められる社会的責任の実践

### (3)成長戦略投資と財務の健全性を両立させる財務・資本政策を進めます

次の2つの方針を軸として各種施策を実行いたします。

- 適切な経営資源の配分による成長戦略投資の実践
- 環境変化に柔軟に対応した財務・資本政策の実践

#### 【数値目標】

本中期経営計画では、最終年度である2020年度において、連結売上高8,200億円、営業利益500億円の達成等を数値目標として掲げております。

当社グループを取り巻く経営環境は、より一層厳しさを増すことが想定されますが、本中期経営計画の諸施策を着実に遂行することで、持続的な成長を目指してまいります。

なお、本中期経営計画の詳細な内容につきましては、本日公表の「東洋製罐グループ中期経営計画の策定に関するお知らせ」をご覧ください。

## 4. コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、グループの経営思想である経営理念・信条・ビジョンのもと、企業活動を通じて社会に貢献しつつ、企業価値の向上を図り新たな発展と進化を続けるために、コーポレート・ガバナンスを充実させていくことが経営上の重要課題であると位置づけ、コーポレート・ガバナンス基本方針を策定し、これに継続的に取り組んでおります。

#### 【持株会社体制】

当社グループは、持株会社体制のもと、グループ全体の経営戦略及び目標を明確に定め、グループ内の経営資源の最適配分を行うことにより、機動的かつ効率的な事業運営を推し進めております。これにより、グループ経営戦略の策定機能と業務執行機能を分離し、経営責任体制を明確化しております。

#### 【社外役員体制】

当社は、当社における社外取締役及び社外監査役を独立役員として認定する独立性に関する基準を明確にすることを目的として、「社外役員の独立性判断基準」を制定しております。

取締役会は、取締役11名で構成されており、そのうち独立性を有する社外取締役は4名であり、取締役会における社外取締役の人数は3分の1を超えております。また、取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を機動的に構築するために、取締役の任期を1年としております。

また、社外取締役及び社外監査役は、代表取締役との意見交換を行う社外役員会議を原則毎月実施し、経営の透明性や客観性を高めるために忌憚のない意見交換を行うとともに、国内外のグループ会社を適宜視察するなど、積極的な活動を行っております。

これら独立した客観的な立場にある社外取締役や社外監査役により、取締役会において活発な議論が行われるとともに、経営陣のモニタリングが行われており、経営体制に

対する監視機能が確保されています。

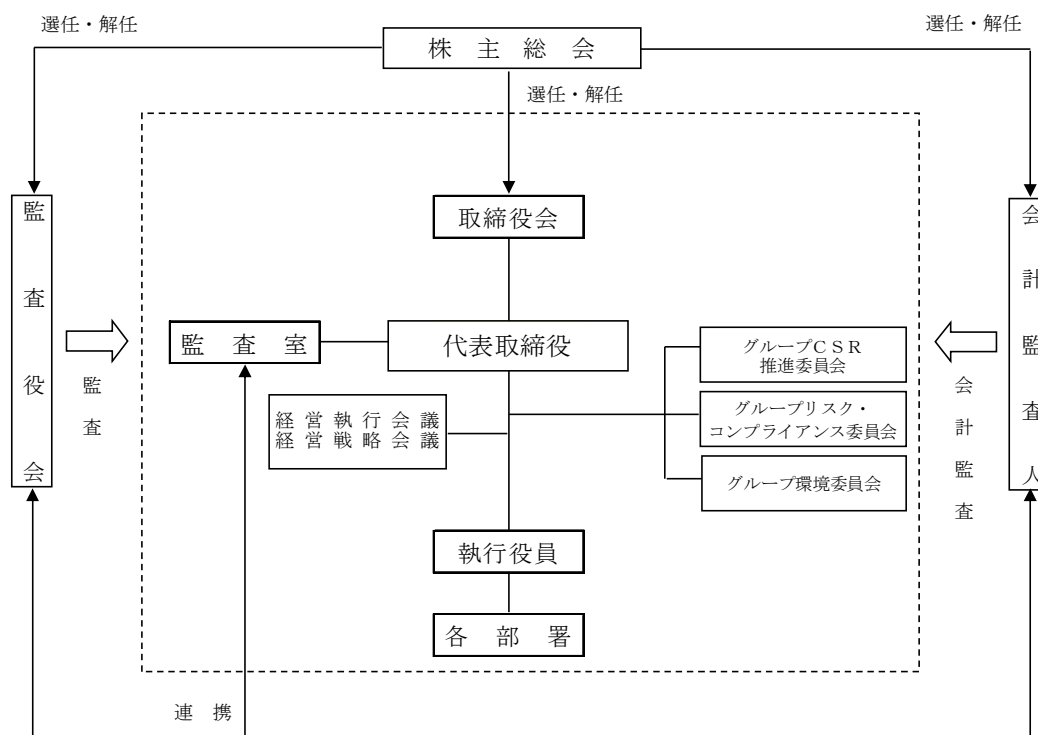
### 【業務執行の体制】

当社においては、執行役員制度を導入することにより、経営の効率性・機動性を確保するとともに、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の明確化を図っております。経営の基本方針及び諸施策を適切かつ迅速に確立し、経営活動を強力に推進するために、常勤取締役、機能統轄責任者、専務執行役員及び常務執行役員により構成される「経営戦略会議」を月1回開催し、また、常勤取締役、機能統轄責任者、専務執行役員、主要なグループ会社社長により構成される「経営執行会議」を原則として月2回開催しております。なお、「経営戦略会議」及び「経営執行会議」には常勤監査役が出席し、適宜意見を述べております。また、当社は、取締役・執行役員がその役割と責務を適切に遂行するため、必要な知識の習得及び継続的な更新を支援することを目的として、各種研修の機会を随時設けております。

### 【内部統制システムを運用するための体制】

当社及びグループ各社は、内部統制システムを運用しております。当社では、法令を遵守した企業活動の徹底を図り経営の効率性を高めるため、同システムの整備・運用状況や法令等の遵守状況は、社長直轄の内部監査部門である監査室により定期的に実施される内部監査を通じて確認され、その結果に基づき適宜改善を図っております。

(当社におけるコーポレート・ガバナンスの体制)



当社グループは、上記の施策等を通じて、コーポレート・ガバナンスの強化を図り、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を実現してまいります。

### 三 本プランの目的及び概要

#### 1. 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記一に記載した基本方針に沿って更新されるものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様にかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

なお、平成30年3月31日時点における当社の大株主の状況は、別紙1のとおりです。また、現時点において、当社が特定の第三者から当社株式の大量取得を行う旨の提案を受けている事実はありません。

#### 2. 本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買取しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合で、本プラン所定の発動要件を満たす場合等には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権に係る新株予約権無償割当て、又はその他の法令及び当社定款の下でとりうる合理的な施策を実施します。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様へ当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判



断については、取締役の恣意的判断を排するため、特別委員会規則（その概要については別紙2のとおりです。）に従い、当社経営陣から独立した当社社外取締役等のみから構成される特別委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。加えて、当社取締役会は、本プランに定めるところに従い、株主総会を招集し、株主の皆様のご意思を確認いたします。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示を行い、その透明性を確保することとしております。

### 3. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

#### (1) 本プランの発動に係る手続

##### (a) 対象となる買付等

本プランは、下記①若しくは②に該当する当社株券等の買付その他の取得又はこれらに類似する行為（これらの提案<sup>1</sup>を含みます。）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途決定したものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

#### 記

- ① 当社が発行者である株券等<sup>2</sup>について、保有者<sup>3</sup>の株券等保有割合<sup>4</sup>が 20%以上となる買付その他の取得
- ② 当社が発行者である株券等<sup>5</sup>について、公開買付け<sup>6</sup>を行う者の株券等所有割合<sup>7</sup>及びその特別関係者<sup>8</sup>の株券等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付け

買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が新株予約権（その内容は下記(3)「本新株予約権の無償割当ての概要」において記載するものとし、以下かかる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）の無償割当て等の不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとしてします。

---

<sup>1</sup> 第三者に対して買付等を勧誘する行為を含みます。

<sup>2</sup> 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本書において別段の定めがない限り同じとします。

<sup>3</sup> 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

<sup>4</sup> 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本書において同じとします。

<sup>5</sup> 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。

<sup>6</sup> 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本書において同じとします。

<sup>7</sup> 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本書において同じとします。

<sup>8</sup> 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本書において同じとします。



- ③ 買付等の価額及びその算定根拠
- ④ 買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意及び買付者等による当社の株券等の過去の取得に関する情報
- ⑤ 買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
- ⑥ 買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑦ 買付等の後における当社の株主（買付者等を除きます。）、当社グループの従業員、取引先、顧客等の当社グループに係る利害関係者に対する対応方針
- ⑧ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑨ 反社会的勢力との関係に関する情報
- ⑩ その他当社取締役会又は特別委員会が合理的に必要と判断する情報

(d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

特別委員会は、買付者等から買付説明書その他の情報（当社取締役会又は特別委員会が追加的に提供を要求した情報も含みます。）が提出されたと合理的に認めた場合、当社取締役会に対しても、当社取締役会による情報収集や企業評価等の検討等に必要な時間を考慮して適宜回答期限（以下「取締役会検討期間」といいます。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他特別委員会が適宜必要と認める情報を提供するよう要求することができます。

② 特別委員会による検討等

特別委員会は、買付者等から買付説明書その他の情報（当社取締役会又は特別委員会が追加的に提供を要求した情報も含みます。）を受領したと合理的に認めた場合、当該情報を受領した日から原則として90日間が経過するまでの間（取締役会検討期間を含み、以下「特別委員会検討期間」といいます。）、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。

特別委員会の判断が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、特別委員会は、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家の助言を得ることができるものとします。

また、特別委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上

という観点から当該買付等の内容を改善させるため、適宜、直接又は間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行うものとします。買付者等は、特別委員会が、直接又は間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

なお、特別委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案の検討・買付者等との協議・交渉等に必要とされる合理的な範囲内で、特別委員会検討期間を一ないし複数回延長することができるものとします（但し、合計して30日間を上限とするものとします。）。

#### (e) 特別委員会の勧告

特別委員会は、上記の手続を踏まえて、買付等について、下記(2)「本新株予約権の無償割当て等の要件」において定められる発動事由（以下「本発動事由」と総称します。）に該当すると判断した場合等には、引き続き買付者等より情報提供や買付者等との間で協議・交渉等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てその他の法令及び当社定款の下でとりうる合理的な施策<sup>12</sup>（以下「本新株予約権の無償割当て等」といいます。）を実施することを勧告します。なお、特別委員会は、買付等について本発動事由のうち発動事由その2（以下「発動事由その2」といいます。）に該当する場合等には、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

上記にもかかわらず、特別委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

- (i) 当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合
- (ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により本発動事由が存しなくなった場合

他方、特別委員会は、買付等について、本発動事由に該当するとの判断に至らなかった場合は、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て等を実施すべき旨の勧告を行わないものとします。

上記にもかかわらず、特別委員会は、その後も、当該判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付等が本発動事由に該当することとなった場合には、

---

<sup>12</sup> 具体的には、株主総会において買付者等に対し買付等の中止を求める決議を行うことなどが考えられます。

本新株予約権の無償割当て等を実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとし、

上記の他、特別委員会は、買付等について、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するおそれがある場合、その理由を付して、株主総会を開催し買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うこと等を勧告することもできるものとし、

#### (f) 取締役会の決議

当社取締役会は、特別委員会により上記勧告がなされた場合、当該勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当て等の実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとし、

但し、下記(g)に基づき株主総会を開催する場合には、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従い、本新株予約権の無償割当て等の実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとし、

#### (g) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、ある買付等が発動事由その 2 に該当し、かつ、取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）で株主の意思を確認することが実務的に可能であると判断した場合には、株主意思確認総会を招集し、株主の皆様の意思を確認するものとし、

これに加え、上記(e)に従い、特別委員会が、本新株予約権の無償割当て等の実施に際して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、又は買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うことを勧告した場合にも、当社取締役会は、株主意思確認総会を招集し、株主の皆様の意思を確認することができるものとし、

#### (h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令又は金融商品取引所の規程・規則等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、特別委員会検討期間が開始した事実並びに特別委員会検討期間の延長が行われた事実及び理由を含みます。）、特別委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、株主意思確認総会の決議の概要、その他特別委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

### (2) 本新株予約権の無償割当て等の要件

本プランを発動して本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(1)「本プランの発動に係る手続」(e)のとおり、下記の要件の該当性については、必ず特別委員会の勧告を経て決定されることとなります。

#### 記

##### 発動事由その1

本プランに定められた手続に従わない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。）、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

##### 発動事由その2

下記の要件のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

- (a) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
    - (ア) 株券等を買占め、その株券等について当社又は当社関係者等に対して高値で買取りを要求する行為
    - (イ) 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
    - (ウ) 当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
    - (エ) 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高価資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
  - (b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）を含む、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等その他当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を侵害する重大なおそれがあると認められる買付け等である場合
  - (c) 買付等の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性等を含みます。）が当社の企業価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合
- (3) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき本新株予約権の無償割当てを実施する場合の概要は、以下のとお

りです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議又は株主総会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ90日間（取引が成立しない日を除きます。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、原則として、1ヶ月間から6ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間としま

す。

#### (g) 本新株予約権の行使条件

(I)特定大量保有者<sup>13</sup>、(II)特定大量保有者の共同保有者、(III)特定大量買付者<sup>14</sup>、(IV)特定大量買付者の特別関係者、若しくは(V)上記(I)ないし(IV)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、(VI)上記(I)ないし(V)に該当する者の関連者<sup>15</sup>（以下、(I)ないし(VI)に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、一定の例外事由<sup>16</sup>が存する場合を除き、本新株予約権を行使することができません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者の保有する本新株予約権も、下記(i)②のとおり、適用法令に従うことを条件として当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

#### (h) 本新株予約権の譲渡

---

<sup>13</sup> 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとし、本書において同じとします。

<sup>14</sup> 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとし、本書において同じとします。

<sup>15</sup> ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

<sup>16</sup> 具体的には、(x)買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付等を中止若しくは撤回又は爾後買付等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託して当社株式を処分した場合で、かつ、(y)買付者等の株券等保有割合（但し、株券等保有割合の計算に当たっては、買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとし、）として当社取締役会が認めた割合が20%を下回っている場合は、当該処分を行った買付者等その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができることなどが例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる非適格者による本新株予約権の行使の条件及び手続等の詳細については、別途当社取締役会が定めるものとし、



本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。

また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(l) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(4) 本更新の手続

本更新については、当社定款第 12 条の規定に基づき、本プランに記載した条件に従った本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限の当社取締役会に対する委任について、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を頂くことを条件とし

す。

#### (5) 本プランの有効期間、廃止、修正及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会終結後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限の取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程・規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、当社株主に不利益を与えない場合等本定時株主総会の決議の趣旨に反しない場合には、特別委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

#### (6) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成 30 年 5 月 15 日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

### 4. 株主及び投資家の皆様への影響

#### (1) 本更新にあたって株主及び投資家の皆様に与える影響

本更新にあたっては、株主総会決議に基づき、本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定権限を取締役会に対して委任して頂いているに過ぎず、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

#### (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

(a) 本新株予約権の無償割当ての手続

当社取締役会又は当社株主総会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当対象株主の皆様に対し、その有する当社株式1株につき1個の本新株予約権が無償にて割り当てられます。なお、割当対象株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記3.(1)「本プランの発動に係る手続」(e)に記載した特別委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の影響を受ける可能性があります。

(b) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使に際してご提出頂く書面（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項並びに株主の皆様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言、並びに、当社株式の割当対象株主の皆様のお口座への振替に必要な情報を含む当社所定の書式によるもの）その他の必要書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、原則として、本新株予約権1個当たり1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を所定の方法により払い込むことにより、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式が発行されることとなります。なお、非適格者による本新株予約権の行使に関しては、上記3.(3)「本新株予約権の無償割当ての概要」(g)の趣旨に従って、別途当社が定めるところに従うものとします。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込を行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。

但し、当社は、下記(c)に記載するところに従って非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予

約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込をせずに当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

#### (c) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することがあります。この場合、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することになります。但し、この場合、かかる株主の皆様には、別途、当社株式の割当対象株主の皆様への振替に必要な情報をご提供頂くほか、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出頂くことがあります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

## 四 本プランの合理性

### 1. 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上

本プランは、基本方針に基づき、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することを目的として更新されるものです。

### 2. 買収防衛策に関する指針等の要件の充足

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）を全て充足しています。

### 3. 株主意思の重視

本プランは、上記三 3.(4)「本更新の手続」記載のとおり、本定時株主総会において、当社定款の規定に基づく当社取締役会に対する委任に関する株主の皆様のご承認を条件として更新されます。

また、当社取締役会は、基本的に本プランの発動の是非について、株主意思確認総会において株主の皆様の意思を確認することとされています。

さらに、本プランには、有効期間を約 3 年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において上記の委任決議を撤回する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されることとなります。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

#### 4. 独立性を有する社外取締役等の判断の重視及び第三者専門家等の意見の取得

本プランの発動に際しては、独立性を有する社外取締役等のみから構成される特別委員会による勧告を必ず経ることとされています。

さらに、特別委員会は、当社の費用において専門家等の助言を受けることができるものとされており、特別委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

#### 5. 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記三 3.(1)「本プランの発動に係る手続」(e)及び上記三 3.(2)「本新株予約権の無償割当て等の要件」にて記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

#### 6. デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、株券等を大量に買い付けた者の指名に基づき当社株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することが可能であるため、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社においては取締役の期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以上

## 当社の大株主の状況

平成 30 年 3 月 31 日現在の当社の大株主の状況は、以下のとおりです。

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数 (千株)	出 資 比 率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	27,872	13.7
学校法人東洋食品工業短期大学	16,192	8.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	15,479	7.6
公益財団法人東洋食品研究所	12,390	6.1
株式会社三井住友銀行	6,500	3.2
富国生命保険相互会社	5,600	2.8
三井住友信託銀行株式会社	4,200	2.1
株式会社群馬銀行	3,919	1.9
東洋インキ S C ホールディングス株式会社	3,798	1.9
三井住友海上火災保険株式会社	3,441	1.7

- (注) 1. 上記のほか、当社が自己株式 14,912 千株を保有しております。  
 2. 出資比率は、自己株式 14,912 千株を控除して計算しております。

## 特別委員会規則の概要

- ・ 特別委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 特別委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役又は(ii)当社社外監査役のいずれかに該当する者から、当社取締役会が選任する。但し、(i)当社社外取締役又は(ii)当社社外監査役に事故等があり、(i)当社社外取締役及び(ii)当社社外監査役のみでは、上記員数を満たすことができない場合には、(iii)社外の有識者の中から、これを選任することができるものとする。有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務若しくは当社の業務領域に精通する者、弁護士、公認会計士若しくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・ 特別委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役又は当社社外監査役であった特別委員会委員が、当社社外取締役又は当社社外監査役でなくなった場合（但し、再任された場合を除く。）には、特別委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・ 特別委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告することができる。当社取締役会は、この特別委員会の勧告を最大限尊重して、会社法上の機関としての決議を行う（但し、株主意思確認総会を開催する場合には、当該株主総会の決議に従う。）。なお、特別委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
  - ① 本新株予約権の無償割当てその他の法令及び当社定款の下で取りうる合理的な施策（以下「本新株予約権の無償割当て等」という。）の実施又は不実施
  - ② 本新株予約権の無償割当て等の中止又は本新株予約権の無償取得
  - ③ 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
  - ④ 買付者等及び当社取締役会が特別委員会に提供すべき情報及びその回答

期限の決定

- ⑤ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
  - ⑥ 買付者等との協議・交渉
  - ⑦ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・当社取締役会の提供する代替案の検討
  - ⑧ 特別委員会検討期間の延長の決定
  - ⑨ 本新株予約権の無償割当て等の実施に関する株主総会招集の要否の判断
  - ⑩ 本プランの修正又は変更の承認
  - ⑪ 本プラン以外の買収防衛策の導入の是非の判断
  - ⑫ その他本プランにおいて特別委員会が行うことができると定められた事項
  - ⑬ 当社取締役会が別途特別委員会に諮問し、又は別途特別委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・ 特別委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他特別委員会が必要と認める者の出席を要求し、特別委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
  - ・ 特別委員会は、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家の助言を得ること等ができる。
  - ・ 各特別委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも特別委員会を招集することができる。
  - ・ 特別委員会の決議は、原則として、特別委員会委員の全員が出席（テレビ会議又は電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その議決権の過半数をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由があるときは、特別委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以 上



特別委員会委員略歴

本更新時の特別委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

荒井 瑞夫（あらい みつお）

【略 歴】

昭和20年生  
昭和46年 8月 大塚公認会計士事務所入所  
昭和51年 3月 公認会計士登録現在に至る  
昭和51年 9月 税理士登録現在に至る  
昭和58年 7月 大塚公認会計士事務所退所  
昭和58年 8月 荒井公認会計士事務所開設  
同所所長現在に至る  
平成 2年 4月 國學院大學経済学部非常勤講師  
平成18年 6月 当社取締役現在に至る  
平成27年 3月 國學院大學経済学部非常勤講師退任

※荒井瑞夫氏は、現在、当社の社外取締役であり、また、本定時株主総会で選任議案が承認可決された場合には、当社の社外取締役として再任する予定です。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。また、当社は、東京証券取引所に対して、同氏を当社の独立役員として届け出ております。

小西 龍作（こにし りゅうさく）

【略 歴】

昭和27年生  
昭和61年 2月 日本臓器製薬株式会社取締役  
昭和63年 2月 同社常務取締役  
平成 4年 6月 同社専務取締役  
平成 9年 6月 同社代表取締役専務取締役  
平成14年 1月 同社代表取締役社長現在に至る  
平成16年 6月 当社監査役現在に至る

※小西龍作氏は、現在、当社の社外監査役です。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。また、当社は、東京証券取引所に対して、同氏を当社の独立役員として届け出ております。

小林 秀明（こばやし ひであき）

【略 歴】

昭和20年生

昭和43年 4月 外務省入省

平成 7年 1月 同省領事移住部審議官

平成 7年 4月 公正取引委員会事務局官房審議官（国際担当）

平成 9年 8月 在アメリカ合衆国大使館特命全権公使

平成12年 2月 国際連合日本政府代表部特命全権大使

平成13年 4月 外務省儀典長

平成14年10月 宮内庁東宮侍従長

平成17年10月 駐タイ王国特命全権大使

平成20年10月 内閣府迎賓館館長

平成23年 3月 内閣府退官

平成23年 4月 当社顧問

平成23年 6月 当社取締役現在に至る

※小林秀明氏は、現在、当社の社外取締役であり、また、本定時株主総会で選任議案が承認可決された場合には、当社の社外取締役として再任する予定です。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。また、当社は、東京証券取引所に対して、同氏を当社の独立役員として届け出ております。

以 上